

新任判事補に 期待すること

マインドの重要性

平成29年1月18日
弁護士 若林 茂雄

初心忘るべからず

- なぜ裁判官を志したのですか。
– 自分の原点を認識しましょう。
- 私欲あるべからず、公欲なかるべからず。
- 春風以て人に接し、秋霜以て自ら肅む。
(佐藤一斎、言志四録)

法曹の役割

- 国民の社会生活上の医師
(司法制度改革審議会の意見書)
 - － 紛争発生の未然防止の役割
 - － 法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な紛争の解決・救済を図る役割
- 紛争の解決 → 当事者が納得する解決

裁判官の役割

- 国民の社会生活上の医師としての裁判官
 - 裁判所(「司法部門」)は、そこに持ち込まれる具体的事件(争訟)を契機に、法の正しい解釈適用を通じて当該事件(争訟)を適正に解決し、もって法の維持・形成を図ることを期待される受動的存在。(司法制度改革審議会の中間報告)
 - 千差万別の事件をそれぞれ適正に解決する、まさしく臨床医。 → 当事者(患者)が存在。

裁判官の職責

- 具体的な法律上の紛争について、具体的法、具体的正義を宣言することにより、解決をする。(裁判)
 - 抽象的な法規範に、具体的な事実をあてはめ、その紛争における具体的法、具体的正義を宣言する。
- 具体的な法律上の紛争について、当事者間の合意により、条理にかなない実情に即した解決をする。(和解)
 - 法規範該当事実以外的事实(実情)も考慮し、条理にかなない実情に即した具体的法、具体的正義を当事者の合意により形成する。
- いずれも当事者が関与する手続の積み重ねに基づく。

国民が求める裁判官

- 法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていること。
(司法制度改革審議会中間報告)
 - － 法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験
 - － 人間性
- 法律上の紛争を公正な立場で正しく判断する資質・能力
- 当事者に信頼される、当事者を納得させる資質・能力

裁判官に求められるスキル

- スキル(技法) — 法律家としての知識、経験
 - 専門的法律知識、法的能力
 - 理論上・実務上の専門的知識と能力 など
 - 法律家としての能力、経験
 - 事実の認識・把握・分析をする能力、経験
 - 洞察力 など
 - 当事者に信頼され、納得させる能力
 - 説得力 など

裁判官に求められるマインド

- マインド(見識) — 人間性
 - 良識(多様で豊かな知識経験に裏打ちされる)
 - 人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官
 - 法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力する裁判官
 - 人の意見をよく聞き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力する裁判官

スキルとマインド

- 裁判官に求められるスキルとマインドは、裁判官として職責を果たすための車の両輪
 - いずれも重要
 - 両方兼備が不可欠、片方だけでは正しい方向へ進むことができない
- スキルに目が行きがち
 - スキルが基礎で、マインドだけで裁判はできない
- マインドの重要性
 - スキルだけでは、結論が正しいだけに留まらない、真に正しい裁判はできない

マインドの重要性1

- 結果が正しいことに加えて、当事者の納得もともなう解決
- 裁判官への信頼と当事者の納得
 - － 裁判官のマインドが裁判手続の過程に如実に現れる
 - － 裁判手続には当事者が関与し、手続の過程が裁判官に対する信頼、当事者の納得に大きく影響
 - 人の意見をよく聞き、当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力する裁判官

マインドの重要性2

- 具体的紛争について適正な解決
 - 適正な解決の究極の源泉は何か
 - 実定法の解釈？
 - ハードケース(適用すべき法の解釈や妥当性に問題がある事案)の場合
- 裁判をする心
 - 正しい法の適用を考え、虚心に謙虚に当事者をはじめ、人の意見を聞き冷静かつ公正に判断を下す。

マインドの重要性3

- 良心に従って独立して職権を行ない、憲法その他の法規範にのみ拘束される(日本国憲法76条3項)
- 良心に従った職権行使をゆがめるもの
 - － 私心、良心の居眠り(自己規制)
- 良心を覚醒させるもの
 - － 良心の自覚、克己

国民の期待に応える裁判官

- 国民の期待に応える21世紀の司法制度
 - 利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法
- 司法の中核を担う裁判官
 - 国民にとって、分かりやすく、頼りがいがある裁判官
- 国民からみて、分かりやすく、頼りがいがある裁判官
 - 裁判官が審理過程において当事者にどのような態度で接するか

中間報告で指摘された審理態度

- 人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官
- 法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力する
- 人の意見をよく聞き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力する

当事者の話をよく聞く裁判官

- 社会生活上の医師として紛争を適正に解決するための最重要ポイント
- 高圧的でなく、当事者の話をよく話を聞き、その心情を理解しようと努力する
 - － 当事者目線で言い分をよく聞く → 紛争の原因・実態、当事者の望みが判る
 - － 当事者の心情理解に努める（誠意を持って接する） → 当事者の苦痛が判る、共感、当事者の信頼を得る（当事者の心を動かす）

心の暖かい裁判官

- 人間味にあふれ、思いやりのある、心の温かい裁判官
 - － そのような人間性を備えた裁判官、そのような人間性を当事者に感じさせる審理態度
 - － 誠意を持って当事者に接し、その心情理解に努める裁判官
 - － 当事者が裁判官を信頼する
 - － 当事者が裁判官の話や判断を納得する → 紛争の早期解決(和解成立、上訴不提起)

当事者の気持ちに応える

- 当事者は裁判官を見ている
 - － 誠実に対応してくれるか、真剣に話を聞いてくれるか、自分の言い分・立場を理解してくれるか
- 当事者は裁判官が自分を理解し共感してくれることを望んでいる
 - － 当事者にとって、理解してもらえたら結果は二の次の場合がある

適正な紛争解決

- 適正な紛争解決
 - 法的ルールに従った紛争解決
 - 当事者が納得する紛争解決
 - 結果と手続過程の双方において問題となる
- 当事者が納得する紛争解決
 - 負け側当事者にとっては、裁判官の論理を理解することとともに、裁判官に理解してもらった、共感してもらったと感知することが重要

弁護士から見た裁判官1

- 大阪弁護士会の報告
 - 高評価裁判官の主な評価理由
 - 記録をよく読んでいる。
 - 争点整理、釈明が適切。
 - 期日の都度、争点をまとめて整理している。
 - 当事者との対話を重視している。
 - 被告人に対する説明が丁寧。わかりやすい。
 - 弁護側の意見に十分に耳を傾けて、適切な訴訟指揮を行ってくれた。
 - 長時間にわたって被告人質問を実施し、言い分をよくきいてくれた。

弁護士から見た裁判官2

- 大阪弁護士会の報告
 - 低評価裁判官の主な評価理由
 - 記録を読んでいない。
 - 当事者の主張を十分に理解していない。
 - 話しに説得力がない。
 - やる気が感じられない。
 - 立場が偏っている(公平でない)。
 - すぐ感情的になる。話し方が強権的。
 - 弁護人の質問を不当に制限する。
 - 被告人を小馬鹿にするような言動をする。

裁判官の役割再説

- 法的紛争を、手続過程・結果のいずれも適正に解決し、同時に、当該解決について当事者の納得を実現する。（当事者満足度の高い本当の紛争解決）
 - － 当事者の話を当事者目線で誠意を持ってよく聞く。
 - － 当事者の言い分、立場を理解し、共感し、当事者の気持ちに応える。
 - － 判決、和解を問わない。
- 紛争解決における裁判官のマインドの重要性

志望理由の実現

- 裁判官としての自分の原点
 - 自分の原点をどのように実現しますか。
 - 裁判官としてのスキル、マインドは自分の原点にどのようにかわりそうですか。
 - 解決する紛争における法律要件に注目する視点に加えて、当事者の言い分、立場を理解し、気持ちに応える視点を兼備することが、自分の原点にどのようにかわりそうですか。

新任判事補に期待すること

- マインド(見識)の重要性を理解すること。
 - 人間性の陶冶。
 - 私心の克服、克己。
- 当事者の話をよく聞き、当事者の心情理解に努め、当事者の気持ちに応えること。
 - 当事者目線で誠実に対応する。
 - 当事者に迎合することではない。